

6月定例会

平成23年

平成23年第3回定例会は、6月22日に招集され、28日までの7日間の会期で開かれました。

初日の22日には、市長の市政報告及び議長報告があった後、4人の議員が7項目の一般質問を行い、市政全般について市当局の考えをいただきました。続いて、専決処分の報告、契約変更、一般会計予算ほか2会計の繰越明許費、国民健康保険条例ほか2条例の一部改正の承認などがありました。



▲ 議会風景

6月23日には、江田島市特定環境保全公共下水道大柿浄化センター関連施設（前処理施設）の建設工事委託に関する協定の締結、江田島市下水道条例等の一部改正ほか、約1億6千万円補正予算案など10議案について審議を行い、いずれも原案どおり可決しました。

また、議会改革特別委員会設置に関する決議など2件の議員発議を行いました。

主な議案

下水道条例及び農業集落排水処理施設条例の一部改正

平成23年8月1日から下水道使用料が一般家庭（2ヶ月平均使用水量28㎡）で約10%値上げします。

質疑
農業集落排水施設の整備率は100%で水洗化率（接続率）が低いのは。

今年度は推進員による接続されていない理由などを把握して、今後に生かしていきたい。

可決
賛成 13人
反対 4人

A 平成23年度から下水道推進委員を2名配置し、接続率の向上を図っています。180戸個別訪問して、近いうちに接続すると回答を得ている。



下水道の汚水処理については、利用者負担が原則であり、平成6年の供用開始以来、下水道料金はすえ置かれ、平成22年度においては、収支不足額は、約1億円になり、一般財源を充当し経営しています。下水道は公共用水域の保全など公的な便益があり、国は、市町村に地方交付税で補完しています。

経営健全化にむけ、見直しを実施しない場合は、交付税措置の減額となる可能性があり今回改正するものです。

Q 下水道法第11条3では、下水道の処理を開始すべき日から3年以内に水洗便所に改造義務があり、第3項には改善命令できるが、もう少し踏み込んで接続率の向上を図る考えはないか。

A 接続率向上のための罰則規定もあるが、

国保税

限度額を77万円に改正

地方税法の改正に伴い専決処分で平成23年4月1日から施行された改正条例（限度額73万円を77万円に）を承認し可決。

可決
賛成 14人
反対 3人

出産育児一時金39万円を恒久化に

健康保険法施行令等の改正に伴い専決処分で平成23年4月1日から施行された改正条例を承認し可決。

可決
賛成 16人
反対 1人

老人集会所等設置及び管理条例の一部改正

高田老人集会所の廃止に伴い、関係条文を削除するものです。

可決
賛成 17人
反対 0人

質疑
地元の了解を得ているか？

A 地元の老人クラブの会長、自治会の会長に話をした。

特定環境保全公共下水道大柿浄化センター関連施設（前処理施設）の建設工事委託に関する協定の締結

工事概要は、前処理施設の建設と水処理施設の解体工事です。前処理施設構造地下1階地上1階延べ床面積は975㎡で日本下水道事業団に建設委託するものです。

協定内容

- 協定金額 1億8千万円
- 協定の相手方 日本下水道事業団
- 工期 平成25年3月29日まで

可決
賛成 17人
反対 0人



▲ 高田老人集会所



限度額一覧表

区分	改正前	改正後	差
基礎課税額	500,000	510,000	10,000
後期高齢者支援金等課税額	130,000	140,000	10,000
介護納付金課税額	100,000	120,000	20,000
計	730,000	770,000	40,000

※地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）により、限度額が改正されました。